

1 懇話会設置の趣旨

福山市総合戦略の策定及び推進に当たり、様々な団体の関係者から広く意見を聴取することを目的とし、福山市総合戦略推進懇話会を設置する。

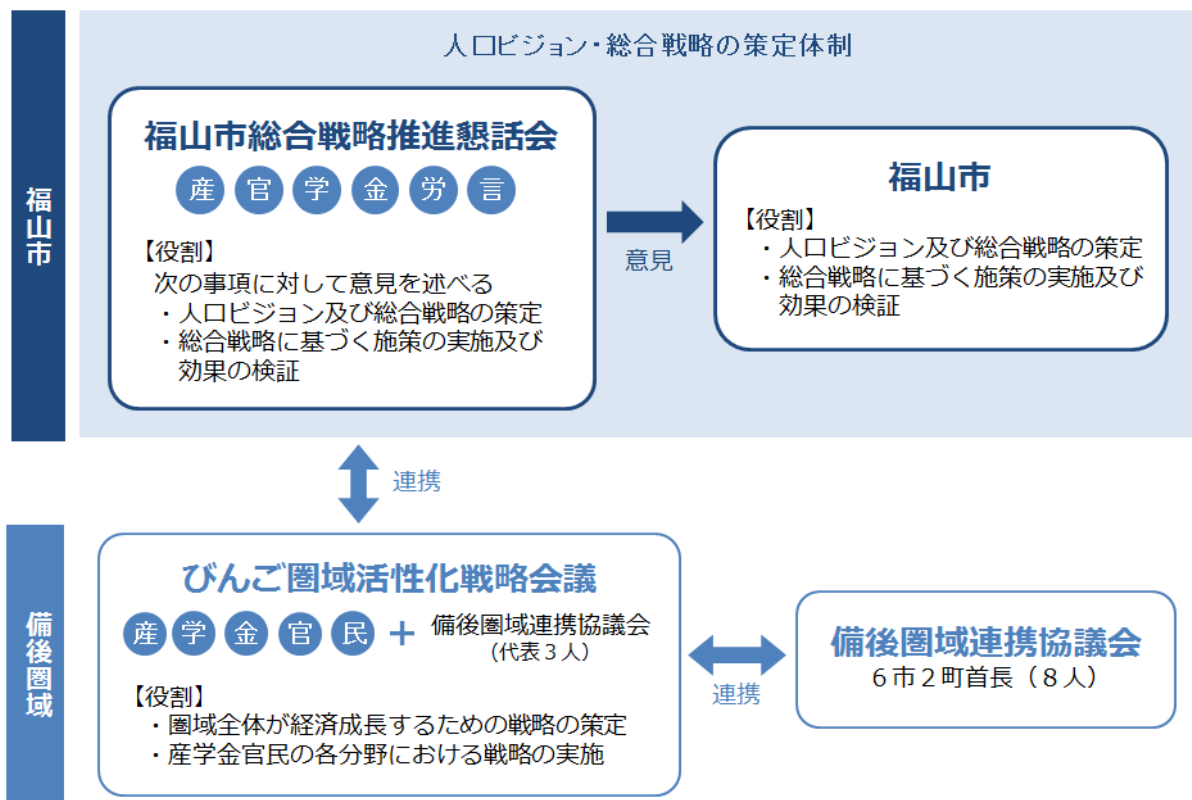
2 懇話会の役割

次に掲げる事項について、委員は各主体の立場から自由な意見を述べていただき、市はその意見を計画に反映する。

- ・人口ビジョン及び総合戦略の策定及び変更に関すること
- ・総合戦略に基づく施策の実施及び効果の検証に関すること
- ・総合戦略の推進に必要な事項に関すること

【今年度の取組概要】

- ・福山市内の産・官・学・金・労・言などで構成する新たな懇話会の立ち上げ
- ・人口ビジョン及び総合戦略の策定に向けての意見聴取 など



※福山市総合戦略は、びんご圏域ビジョンがベースとなることから、「びんご圏域活性化戦略会議」との連携も必須

福山市総合戦略推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 人口減少に歯止めをかけ、活力と魅力ある地域づくりを進めるための施策の推進に当たり、様々な団体の関係者から意見を聴取するため、福山市総合戦略推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の委員は、次に掲げる事項について市長に意見を述べる。

- (1) 「(仮称)福山市人口ビジョン」及び「(仮称)福山市総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の実施及び効果の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 関係団体が推薦する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、第1条に規定する目的を達成する上で市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(懇話会)

第5条 懇話会は、市長が招集し、進行役を務める。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇話会へ出席させ、説明又は意見を聴取することができる。
- 3 懇話会は、公開する。ただし、市長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画総務局企画政策部企画政策課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規約は、2015年（平成27年）7月7日から施行する。

福山市総合戦略推進懇話会 委員一覧

| 区分 | 所属団体等 | 役職 | 名前 |
|----|---------------------|------------------|--------------------|
| 産 | 福山商工会議所 | 会頭 | はやし かつし 林 克士 |
| | 公益財団法人ひろしま産業振興機構 | 常務理事兼福山支所長 | みよし ひでただ 三好 秀忠 |
| | 福山市農業協同組合 | 代表理事副組合長 | かんだ じゅんじ 神田 純治 |
| | 公益社団法人福山観光コンベンション協会 | 専務理事 | たいら やすゆき 平 靖行 |
| 学 | 福山大学 | 学長 | まつだ ふみこ 松田 文子 |
| | 福山平成大学 | 学長 | たぐち のりよし 田口 則良 |
| | 福山市立大学 | 学長 | いながき たかし 稲垣 卓 |
| | 福山職業能力開発短期大学校 | 校長 | ひさどみ けいご 久富 慶吾 |
| 金 | 株式会社広島銀行 | 執行役員福山営業本部長 | ほんかわ ひろし 本川 浩司 |
| | 株式会社中国銀行 | 福山支店長兼備後地区本部副本部長 | こやま としゆき 小山 敏之 |
| | 株式会社もみじ銀行 | 福山支店 副支店長 | いしばし ごう 石橋 剛 |
| | 株式会社日本政策金融公庫 | 福山支店長 | おおいし あきひろ 大石 晃裕 |
| | 株式会社商工組合中央金庫 | 福山支店長 | おおはし ゆきお 大橋 幸男 |
| 労 | 連合広島福山地域協議会 | 事務局長 | ふじもと かずし 藤本 和士 |
| 言 | 株式会社中国新聞社 | 論説委員 | たはら なおき 田原 直樹 |
| 官 | 福山市 | 市長 | はだ あきら 羽田 皓 |